

令和	年	月	日	上士幌町長殿	整理番号	
住所	※上記住所を、寄附翌年の1月1日時点の住所地とみなします				フリガナ	
					氏名	
					個人番号	.....
電話番号					性別	男・女・無回答
	生年月日	昭和・平成	年	月	日	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1)上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2)申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項(①と②に該当する方のみ申請可!)

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である (「確定申告をしない給与所得者等」に該当するかどうかを聞いています)	<input checked="" type="checkbox"/>
--	-------------------------------------

(注)地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1)地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者





(2)地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である (1月1日～12月31日の間にふるさと納税をした自治体数が5箇所以内に納まるかどうかを聞いています)	<input checked="" type="checkbox"/>
---	-------------------------------------

(注)地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

▼最後に、個人番号&本人確認書類のコピーを貼付ください(必須)▼

※「マイナンバーカードの裏面(α)+表面(β)」又は「マイナンバー通知カード(α)+免許証(β)」の組み合わせが一般的です  
 ※住所や氏名の「変更履歴」がある場合は、その部分もコピーして裏面に貼付するか、封筒に同封ください  
 ※個人番号が記載された住民票のコピー等、サイズが収まらない添付書類も、裏面に貼付するか、封筒に同封ください

<p>(α)個人番号確認書類のコピー ★必須</p> <p>(のりしろ)</p>	<p>(β)本人確認書類のコピー ★必須</p> <p>(のりしろ)</p>
<p>(マイナンバーカードがある方)</p>  <p>マイナンバーカードの裏面 ※個人番号がはっきりと写るようにコピーください</p>	<p>(通知カードがある方)</p>  <p>通知カードの表面上部 ※切り取り線より上部分となります</p>
<p>OR</p>	<p>OR</p>
<p>(マイナンバーカードがある方)</p>  <p>マイナンバーカードの表面 ※氏名・住所・生年月日等がはっきりと写るようにコピーください</p>	<p>(通知カードがある方)</p>  <p>運転免許証等</p>